

健康で安心して、長く暮らせる住宅を支援！

宇部市健康・省エネ

住宅リフォーム助成金

予算額 2,000万円

住まいや住環境における省エネルギー化、環境負荷の軽減及び室内の快適性の向上を通じて、市民の健康維持増進につながる健康で安心して暮らせる健康・省エネ住宅の普及促進を図ることを目的に、リフォーム工事を実施する方に対し、市内の工事業者が施工することを要件に、工事に係る経費の一部を助成します。

助成金

助成率 **1/10** 助成上限額 **10**万円
10万円以上(税抜)の**健康・省エネ住宅リフォーム工事**であること
※同一所有者及び同一住宅に対し1回

助成対象者
対象住宅

市民で市内に居住形態のある「住宅」を所有する方
2親等以内の**同居**親族(パートナーシップ宣誓者を含む)が所有する住宅
住宅:戸建て住宅、店舗併用住宅(住宅部分のみ)

申請期間

令和6年5月13日(月)から
令和6年12月27日(金)[当日消印有効]まで
※申請は電子申請、郵送、窓口投函でお願いします。

対象工事

健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事
対象となる**工事例は裏面に記載**

詳細は裏面をご覧ください

【お問合せ先・郵送先】

宇部市 都市政策部 住宅政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL:0836-34-8252 (平日9時~17時)

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/1009208>



HPはこちら！

1 助成対象者

次のすべての項目に該当する方

- (1) 市の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 自己又は2親等以内の同居親族が所有する居住形態のある既存住宅のリフォーム工事を実施する方
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと
- (5) 過去に「宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成制度」及び令和2、3、4年度に実施した「宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金」の交付を受けていない所有者及び住宅

2 助成対象工事

次の要件をすべて満たすリフォーム工事

- (1) 市内施工業者(市内に本店、支店、営業所を有する施工業者であって、申請者を除くもの)を利用して施工する工事であること
- (2) 市で実施している他の助成等と重複する工事でないこと
- (3) 10万円以上(消費税を除く)の健康・省エネ住宅リフォーム工事であること
- (4) 交付決定通知後に着手し、令和7年2月28日までに完了報告書の提出が可能な工事であること
- (5) 関係する法令等を遵守して行う工事であること

対象となる工事例

健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事

- ・断熱ユニットバス、浴室暖房機、床暖房設備など
- ・バリアフリー化(段差解消、スロープ、手摺り、引き戸)
- ・屋根、外壁等の断熱化施工
- ・断熱ガラス、断熱サッシ
- ・高効率給湯器など
- ・節水トイレ
- ・ビルトイン食器洗浄機
- ・国内産木材による内外装仕上げ
- ・太陽熱利用設備
- ・非接触型トイレ
- ・玄関先手洗い器
- ・玄関網戸
- ・換気設備の増設
- ・上記工事に類するもの

3 申請の流れと注意点

- (1) 交付決定通知書受領後に行われた事業でなければ助成金を受けることはできません。
- (2) 申請の受付期間は、令和6年5月13日から12月27日までですが、予算の上限に達した場合は受付終了となります。
- (3) 申請書様式は、宇部市公式ウェブサイト(住宅政策課)からダウンロードしてください。
なお、詳細については宇部市公式ウェブサイト及び募集要綱をご覧ください。